

様式3

「健康管理システム導入業務」に係る入札に関する質問票

<p>質問者 所在地 名称 連絡先</p>	
<p>質問事項</p>	<p>【1】様式5「入札書」に記載する金額は、「システム構築にかかる費用」及び「令和7年3月17日～令和7年3月31日までの運用保守費用」の合計という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>【2】「健康管理システム導入業務委託仕様書」の「8. 業務要件」の(1)の(イ)に「労働基準監督署への報告用の数値集計」との記載がございますが、一方で「別紙 健康管理システム導入業務委託 機能要求書」の要件には特殊健康診断における「労働基準監督署への報告用の数値集計」の記載がないとお見受けいたします。こちらは「別紙 健康管理システム導入業務委託 機能要求書」に記載されている内容(要件)を正として考えればよろしいでしょうか。</p> <p>【3】「委託契約書」(案)の第5条に記載の「地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程」を参照できるURL等をご教示いただくことは可能でしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>【1】お見込みのとおりです。</p> <p>【2】「健康管理システム導入業務委託仕様書」を正として、機能要求書の特殊健康診断の項目に「労働基準監督署報告様式(第52条関係)への転記用のデータが、事業所ごとに出力できること」を追加します。</p> <p>【3】地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程は公開しておりません。なお、契約保証金の免除に係る条項は以下のとおりです。</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程(抜粋) (契約保証金の免除)</p> <p>第26条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき</p> <p>二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第二号の規定に基</p>

つき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき

三 第3条、第4条第2項、同条第3項又は第16条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に法人、国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

四 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき

六 契約金額が50万円以下であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき

七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約責任者が必要がないと認めたとき